

# 広島県最低賃金 27円(3.20%)引き上げて 「時間額871円」に



## － 広島地方最低賃金審議会から 答申受ける －

広島地方最低賃金審議会(会長 みつい まきのぶ 三井 正信 広島大学教授)は、7月2日に広島労働局長から「広島県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、調査審議を重ねた結果、本日、広島県最低賃金を「時間額871円」に改正することが適当である旨の答申を広島労働局長(なかやま あきひろ 中山 明広)に行いました。

この「時間額871円」は、現行の広島県最低賃金(844円)を「27円」引き上げるもので、本年7月31日に中央最低賃金審議会から示された目安(広島県の場合27円)や県内の雇用情勢等を踏まえて答申されたものです。

広島労働局長は、この答申を受け、異議申出(期限8月20日)に関する手続等を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

なお、改正決定の効力発生日は10月1日となる予定で、効力発生後は約115万人の県内労働者に適用されます。

### 【参考】広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 答申
最低賃金額	769円	793円	818円	844円	871円
対前年度上昇率	2.53%	3.12%	3.15%	3.18%	3.20%
対前年度上昇額	19円	24円	25円	26円	27円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」の2種類がありますが、地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。